

# 議案説明資料

## 【 目 次 】

- **議案第89号**（議案書17ページ）  
八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- **議案第90号**（議案書39ページ）  
八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- **議案第91号**（議案書41ページ）  
八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- **議案第92号**（議案書43ページ）  
八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年12月  
(平成30年12月4日提出)

議案第 89 号から第 92 号まで関係

件 名	平成 30 年人事院勧告に伴う市職員等の給料月額等の改正
担 当 課	総務部 総務課
根拠法令等	一般職の職員の給与に関する法律 特別職の職員の給与に関する法律 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律
施 行 日	公布の日（一部の規定は、平成 31 年 4 月 1 日）

議案第 89 号関係

平成 30 年人事院勧告に伴う市職員の給料月額等の改正

○給料月額

民間給与との較差(0.16%)を解消するため、若年層に重点を置いて給料表を改定。

《行政職》

初任給 ～ 1-26	1-27 ～ 4-32	4-33 ～
1,500 円引き上げ	1,400～500 円引き上げ	400 円引き上げ

その他の給料表（医一～三）についても行政職給料表との均衡を基本に改定。

※平成 30 年 4 月 1 日より改定

○期末勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう引上げ。勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。平成 31 年度からは、期末手当及び勤勉手当の支給割合を平準化。

《一般職員》（4.40→4.45 月分）+0.05 月

		6 月期	12 月期	計	
H30 年度	期末手当	1.225 月	1.375 月	2.60 月	4.45 月 (現行 4.40 月)
	勤勉手当	0.90 月	0.95 月 (現行 0.90 月)	1.85 月 (現行 1.80 月)	
H31 年度	期末手当	1.30 月	1.30 月	2.60 月	4.45 月
	勤勉手当	0.925 月	0.925 月	1.85 月	

《再任用職員》（2.30→2.35月分）+0.05月

		6月期	12月期	計	
H30年度	期末手当	0.65月	0.8月	1.45月	2.35月 (現行2.30月)
	勤勉手当	0.425月	0.475月 (現行0.425月)	0.90月 (現行0.85月)	
H31年度	期末手当	0.725月	0.725月	1.45月	2.35月
	勤勉手当	0.45月	0.45月	0.90月	

※平成30年12月期より改定

### 議案第90号及び91号関係

平成30年人事院勧告に伴う特別職及び市議会議員の期末手当の改正

#### ○期末手当

年間支払月数を0.05月引上げ（3.30月→3.35月）

平成31年度からは、期末手当の支給割合を平準化。

	6月期	12月期	計
H30年度	1.575月	1.725月 →1.775月 (+0.05)	3.30月 →3.35月 (+0.05)
H31年度	1.675月	1.675月	3.35月

※平成30年12月期より改定

### 議案第92号関係

平成30年人事院勧告に伴う一般職の特定任期付職員の給料月額等の改正

#### ○給料月額

1～4号給について、1,000円ずつ引上げ

#### ○期末手当の改正

年間の支払月数を0.05月引上げ（3.30月→3.35月）

	6月期	12月期	計
H30年度	1.65月	1.65月	3.30月
H31年度	1.675月 (+0.025)	1.675月 (+0.025)	3.35月 (+0.05)

※平成31年4月1日より改定